

江 東 区 公 報

目 次

◎条 例

江東区議会の個人情報の保護に関する条例
の一部を改正する条例(1) 2

◎規 則

江東区自動車臨時運行許可に関する施行細
則の一部を改正する規則(5) 2
江東区児童育成手当条例施行規則等の一部
を改正する規則(6) 2
江東区個人番号の利用並びに特定個人情報
の利用及び提供に関する条例の一部を改正
する条例の一部の施行期日を定める規則(7) … 18
江東区特別区税条例施行規則の一部を改正
する規則(8) 18
江東区職員の地域手当に関する規則の一部
を改正する規則(9) 18
江東区職員の勤勉手当に関する規則の一部
を改正する規則(10) 18

◎訓 令

江東区職員の育児休業等に関する規程(1) 19
江東区福祉園処務規程(2) 19
江東区職員の寒冷地手当支給規程(3) 19

◎告 示

保管自転車の処分について（令和 7 年 1 月
下期）(66) 20
第 1 回区議会定例会の招集について(69) 20
建築基準法第 4 2 条第 1 項第 5 号の規定に
基づく道路位置の変更（一部取消し）につ
いて(70) 20
保管自転車の処分について（令和 7 年 2 月
上期）(76) 21
特別区道路線の区域変更について(79) 21
特別区道路線の供用開始について(80) 42
区有通路の区域変更について(81) 61
指定納付受託者の指定について(98) 70
都市計画事業の図書の縦覧について(102) 70

◎告 示（教）

令和 7 年第 1 回江東区教育委員会臨時会の
招集(3) 70

◎告 示（選）

江東区選挙管理委員会委員長の就任(3) 71
選挙人名簿からの抹消(4) 71
選挙権を有する者の総数の 5 0 分の 1 の数、
3 分の 1 の数及び 6 分の 1 の数(5) 71
江東区選挙執行規程の一部改正(6) 71

◎告 示（監）

包括外部監査人補助者の解任通知(1) 72
包括外部監査報告書の公表(2) 72

◎区 議 会

区議会議決事項 72
（令和 7 年第 1 回定例会）

条

例

江東区議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和 7 年 2 月 1 9 日

江東区長 大久保 朋 果

◎江東区条例第 1 号

江東区議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例

江東区議会の個人情報の保護に関する条例（令和 5 年 3 月江東区条例第 2 5 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 4 項ただし書中「。以下」を「。第 2 0 条において」に改め、同条第 1 0 項中「以下」を「第 1 2 条第 5 項において」に、「第 2 条第 8 項」を「第 2 条第 9 項」に改める。

第 1 2 条第 5 項中「及び第 2 9 条」を削り、「第 2 条第 9 項」を「第 2 条第 1 0 項」に改める。

第 1 7 条第 1 項各号列記以外の部分中「以下」を「第 3 項において」に改め、同条第 2 項第 1 号ア中「又は報酬、」を「若しくは報酬若しくは」に、「その他」を「又は」に改める。

第 1 8 条第 1 項中「議会の保有する」を削り、同条第 2 項中「この章において」及び「この章及び第 4 8 条において」を削る。

第 2 7 条第 2 項中「この章において」を削る。

第 3 1 条第 2 項中「この章及び第 4 8 条において」を削る。

第 3 2 条第 3 項中「この章において」を削る。

第 3 8 条第 1 項ただし書中「この章において」を削り、同条第 2 項中「この章及び第 4 8 条において」を削る。

第 3 9 条第 3 項中「この章において」を削る。

第 4 7 条中「第 4 章」を「前章」に改める。

第 4 8 条中「特定」の次に「に資する情報の提供」を加える。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

規

則

江東区自動車臨時運行許可に関する施行細則の一部を改正する規則を公布する。

令和 7 年 2 月 1 3 日

江東区長 大久保 朋 果

◎江東区規則第 5 号

江東区自動車臨時運行許可に関する施行細則の一部を改正する規則

江東区自動車臨時運行許可に関する施行細則（昭和 5 5 年 4 月江東区規則第 3 0 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条中「遅延なく」を「その日から 5 日以内に、」に改め、同条に次の 1 項を加える。

2 区長は、前項に規定する期間を経過しても許可証及び番号標の返納がないときは、地域を管轄する警察署長の協力を求める等、適宜の方法により遅滞なく返納の督促をするものとする。

第 6 条第 2 項中「臨時運行許可証」を「許可証」に改める。

第 7 条中「とき」の次に「又は番号標の回収が困難となったとき」を加え、同条の次に次の 1 条を加える。

（許可の取消し）

第 8 条 区長は、臨時運行の許可を受けた者が偽りその他不正な手段により臨時運行の許可を受け、又は許可証若しくは番号標を不正に使用したことを発見したときは、直ちに当該許可を取り消し、その旨を当該許可を受けた者に通知するとともに、許可証及び番号標を適宜の方法により返納させなければならない。

別記第 1 号様式中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、別記第 1 号様式の改正規定は、令和 7 年 6 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の江東区自動車臨時運行許可に関する施行細則の別記第 1 号様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

江東区児童育成手当条例施行規則等の一部を改

正する規則を公布する。

令和 7 年 2 月 2 7 日

江東区長 大久保 朋 果

◎江東区規則第 6 号

江東区児童育成手当条例施行規則等の一部
を改正する規則

（江東区児童育成手当条例施行規則の一部改正）

第 1 条 江東区児童育成手当条例施行規則（昭和
4 6 年 1 0 月江東区規則第 4 0 号）の一部を次
のように改正する。

別記第 1 号様式を次のように改める。

別記第 1 号様式 (第 4 条、第 7 条関係)

児童育成手当認定申請書兼額改定申請書

江東区長 殿

次のとおり申請するとともに、申請時や更新時の審査のため、所得状況等を公簿等により確認することに別紙のとおり同意します。

育成手当 認定番号										年 月 日提出				
申請者欄	フリガナ氏名					生 年 月 日	個 人 番 号							
	住 所	江東区 丁目 番 一 号				電 話	— —							
	勤 務 先 または職業					電 話	— —							
配偶者欄	フリガナ 配偶者氏名					生 年 月 日	個 人 番 号							
	住 所	同居・別居(※別居の方は配偶者の住所を記入してください。)												
ひとり親家庭等 となった事由	ア 離婚 イ 死亡(父・母) ウ 障害(父・母) エ 生死不明(父・母) オ 遺棄(父・母) カ 保護命令(父・母) キ 拘禁(父・母) ク 未婚 ケ その他													
児 童 欄	フリガナ氏名	生年月日	職業・在学校・学年			支 給 区 分	手 帳 診断書	増額・増員理由						
	続 柄	同 居 別 居	障 害 有 無											
	個 人 番 号													
	申 請 者 本 人	・	本 人	有・無		育・障								
		・												
		・	同・別	有・無		育・障		出生 その他()						
		・	同・別	有・無		育・障		出生 その他()						
		・	同・別	有・無		育・障		出生 その他()						
	・	同・別	有・無		育・障		出生 その他()							
児童の住所 (別居の場合のみ)						事由発生日 年 月 日								
振込先口座	申請者名義の普通口座のみ *一部取扱いができない金融機関があります。					支店番号				口座番号				
	銀 行 支 店 信用金庫 出張所 信用組合					口座名義 *カタカナで通帳のとおり記入してください。								
	☐ 公金受取口座を利用します。													

(別紙 1)

年 月 日

同意書（地方税関係情報）

下記の者は、こども家庭支援課が、江東区児童育成手当条例第 6 条に基づく事務手続を処理するために限って、 年度の地方税関係情報について取得することに同意します。

なお、本書の複写は無効であり、本書の提出の際の事務処理に限って同意することを申し添えます。

同意者	申請者との続柄	
	フリガナ	
	氏名	
	生年月日	
	住所	☐ 申請者と同居
同意者	申請者との続柄	
	フリガナ	
	氏名	
	生年月日	
	住所	☐ 申請者と同居
同意者	申請者との続柄	
	フリガナ	
	氏名	
	生年月日	
	住所	☐ 申請者と同居
同意者	申請者との続柄	
	フリガナ	
	氏名	
	生年月日	
	住所	☐ 申請者と同居

記載要領

- 1 同意する者が自ら署名を行うこと。
- 2 代理人が同意書に署名する場合、本人から委任状をとること。
- 3 申請書等に同意が必要な者の住所を記入している場合、同意書への住所の記入は省略してもよい。
- 4 同意が必要な者の数が署名欄より多い場合は欄外に記載して差し支えない。

(別紙 2)

年 月 日

同意書 (戸籍関係情報)

下記の者は、こども家庭支援課が、江東区児童育成手当条例第 6 条に基づく事務手続を処理するために限って、戸籍関係情報について取得することに同意します。

なお、本書の複写は無効であり、本書の提出の際の事務処理に限って同意することを申し添えます。

同意者	申請者との続柄	
	フリガナ	
	氏名	
	生年月日	
	住所	☐ 申請者と同居
同意者	申請者との続柄	
	フリガナ	
	氏名	
	生年月日	
	住所	☐ 申請者と同居
同意者	申請者との続柄	
	フリガナ	
	氏名	
	生年月日	
	住所	☐ 申請者と同居
同意者	申請者との続柄	
	フリガナ	
	氏名	
	生年月日	
	住所	☐ 申請者と同居

記載要領

- 1 同意する者が自ら署名を行うこと。ただし、同意する者が児童の場合、親権者、法定代理人等が署名を行うことができる。
- 2 代理人が同意書に署名する場合、本人から委任状をとること。
- 3 申請書等に同意が必要な者の住所を記入している場合、同意書への住所の記入は省略してもよい。
- 4 同意が必要な者の数が署名欄より多い場合は欄外に記載して差し支えない。

別記第 7 号様式及び別記第 8 号様式を次のように改める。

別記第7号様式（第10条、第11条関係）

児童育成手当受給事由変更（消滅）届

受給者	氏 名 (氏名・保護者 変更の場合は 旧氏名・旧保護 者を記入)			④ 医 療 証 受 給 者 番 号									
	子 ど も	氏 名			④・⑤・⑥医療証 受 給 者 番 号								
		氏 名			④・⑤・⑥医療証 受 給 者 番 号								
		氏 名			④・⑤・⑥医療証 受 給 者 番 号								
配 偶 者	氏 名			生 年 月 日	年 月 日								
	個 人 番 号												
	住 所					事由発生日	年 月 日						
	1 月 1 日 時点の住所	都 道 区 市 村 町	府 県	国 名			備 考						
変 更 の 場 合 (変 更 事 項 の み 記 入)	新 住 所 (旧 住 所)	江 東 区 (江東区)											
		転 居 予 定 日	年 月 日										
	フ リ ガ ナ 新 氏 名	保 護 者			子 ど も	一子			二子				
						三子							
			子どもとの続柄 1 父 2 母 3 その他 ()										
		変 更 年 月 日	年 月 日										
	公的年金制度の 種別 (コピーを添付)	1 厚生年金保険 2 国民年金 3 未加入		※ 以下の共済組合の組合員である場合は○で囲んでください。 (私立学校教職員共済・国家公務員共済・地方公務員共済)									
			適用年月日	年 月 日									
	加 入 健 康 保 険 (コピーを添付)	種 類	1 国保 2 国保組合 3 地方公務員共済 4 国家公務員共済 5 私立学校教職員共済 6 その他社会保険										
		被 保 険 者 氏 名				親の続柄	1 本人 2 その他 ()						
			子どもとの続柄	1 父 2 母 3 他 ()									
	加 入 (認 定) 年 月 日	年 月 日											
消 滅 の 場 合	消 滅 事 由	1 他区(市町村)に転出 2 生活保護受給 3 死亡 4 子どもが施設に入所した			5 監護しなくなった 6 ひとり親家庭等でなくなった 理由： 7 その他 ()								
		消 滅 事 由 発 生 年 月 日			年 月 日								
上記のとおり、申請事項が変更 受給資格が消滅 年 月 日 住所 江東区 江東区長 殿 保護者氏名 電 話 ()													

(別紙)

年 月 日

同意書 (戸籍関係情報)

下記の者は、こども家庭支援課が、江東区児童育成手当条例第 12 条に基づく事務手続を処理するために限って、戸籍関係情報について取得することに同意します。

なお、本書の複写は無効であり、本書の提出の際の事務処理に限りて同意することを申し添えます。

同意者	申請者との続柄	
	フリガナ	
	氏名	
	生年月日	
	住所	☐ 申請者と同居
同意者	申請者との続柄	
	フリガナ	
	氏名	
	生年月日	
	住所	☐ 申請者と同居
同意者	申請者との続柄	
	フリガナ	
	氏名	
	生年月日	
	住所	☐ 申請者と同居
同意者	申請者との続柄	
	フリガナ	
	氏名	
	生年月日	
	住所	☐ 申請者と同居

記載要領

- 1 同意する者が自ら署名を行うこと。ただし、同意する者が児童の場合、親権者、法定代理人等が署名を行うことができる。
- 2 代理人が同意書に署名する場合、本人から委任状をとること。
- 3 申請書等に同意が必要な者の住所を記入している場合、同意書への住所の記入は省略してもよい。
- 4 同意が必要な者の数が署名欄より多い場合は欄外に記載して差し支えない。

(別紙)

年 月 日

同意書 (戸籍関係情報)

下記の者は、こども家庭支援課が、江東区児童育成手当条例第 12 条に基づく事務手続を処理するために限って、戸籍関係情報について取得することに同意します。

なお、本書の複写は無効であり、本書の提出の際の事務処理に限って同意することを申し添えます。

同意者	申請者との続柄	
	フリガナ	
	氏名	
	生年月日	
	住所	☐ 申請者と同居
同意者	申請者との続柄	
	フリガナ	
	氏名	
	生年月日	
	住所	☐ 申請者と同居
同意者	申請者との続柄	
	フリガナ	
	氏名	
	生年月日	
	住所	☐ 申請者と同居
同意者	申請者との続柄	
	フリガナ	
	氏名	
	生年月日	
	住所	☐ 申請者と同居

記載要領

- 1 同意する者が自ら署名を行うこと。ただし、同意する者が児童の場合、親権者、法定代理人等が署名を行うことができる。
- 2 代理人が同意書に署名する場合、本人から委任状をとること。
- 3 申請書等に同意が必要な者の住所を記入している場合、同意書への住所の記入は省略してもよい。
- 4 同意が必要な者の数が署名欄より多い場合は欄外に記載して差し支えない。

（江東区子どもの医療費の助成に関する条例施行規則の一部改正）

第 2 条 江東区子どもの医療費の助成に関する条例施行規則（平成 4 年 1 2 月江東区規則第 6 2 号）の一部を次のように改正する。

別記第 9 号様式を次のように改める。

別記第 9 号様式 (第 10 条関係)

子ども医療費助成申請事項変更(消滅)届

受 給 者	保 護 者	氏 名 (氏名・保護者 変更の場合は 旧氏名・旧保護 者を記入)			⑧ 医 療 証 受 給 者 番 号					
	子 ど も	氏 名			⑧・⑨・⑩医療証 受 給 者 番 号					
		氏 名			⑧・⑨・⑩医療証 受 給 者 番 号					
		氏 名			⑧・⑨・⑩医療証 受 給 者 番 号					
配 偶 者	氏 名			生 年 月 日	年 月 日					
	個 人 番 号									
	住 所				事由発生日	年 月 日				
	1 月 1 日 時点の住所	都 道 区 市 町 村	府 県	国 名	備 考					
変 更 の 場 合 (変 更 事 項 の み 記 入)	新 住 所 (旧 住 所)	江 東 区 (江東区)								
		転 居 予 定 日	年 月 日							
	フ リ ガ ナ 新 氏 名	保 護 者			子 ど も	一子			二子	
						三子				
		子どもとの続柄	1 父	2 母	3 その他 ()					
		変 更 年 月 日	年 月 日							
	公的年金制度の 種別 (コピーを添付)	1 厚生年金保険 2 国民年金 3 未加入	※ 以下の共済組合の組合員である場合は○で囲んでください。 (私立学校教職員共済・国家公務員共済・地方公務員共済)							
		適用年月日	年 月 日							
	加 入 健 康 保 険 (コピーを添付)	種 類	1 国保 5 私立学校教職員共済	2 国保組合 6 その他社会保険	3 地方公務員共済	4 国家公務員共済				
		被 保 険 者 氏 名			親の続柄	1 本人	2 その他 ()			
			子どもとの続柄	1 父	2 母	3 他 ()				
		加 入 (認 定) 年 月 日	年 月 日							
消 滅 の 場 合	消 滅 事 由	1 他区(市町村)に転出 2 生活保護受給 3 死亡 4 子どもが施設に入所した		5 監護しなくなった 6 ひとり親家庭等でなくなった 理由： 7 その他 ()						
		消 滅 事 由 発 生 年 月 日		年 月 日						
上記のとおり、申請事項が変更 受給資格が消滅 年 月 日 住所 江東区 江東区長 殿 保護者氏名 電 話 ()										

（江東区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する
条例施行規則の一部改正）

第 3 条 江東区ひとり親家庭等の医療費の助成に
関する条例施行規則（平成元年 1 2 月江東区規
則第 1 0 7 号）の一部を次のように改正する。

別記第 1 0 号様式を次のように改める。

別記第 10 号様式 (第 21 条関係)

ひとり親家庭等医療費助成申請事項変更 (消滅) 届

受給者	保護者	氏 名 (氏名・保護者 変更の場合は 旧氏名・旧保護 者を記入)			④ 医 療 証 受 給 者 番 号						
	子ども	氏 名			④・⑤・⑥ 医療証 受 給 者 番 号						
		氏 名			④・⑤・⑥ 医療証 受 給 者 番 号						
		氏 名			④・⑤・⑥ 医療証 受 給 者 番 号						
	配偶者	氏 名			生 年 月 日	年 月 日					
		個 人 番 号									
		住 所				事由発生日	年 月 日				
		1 月 1 日 時点の住所	都 道 府 県	区 市 町 村	国名	備 考					
変更の場合 (変更事項のみ記入)	新 住 所 (旧 住 所)	江 東 区 (江東区)									
		転 居 予 定 日	年 月 日								
	フリガナ 新 氏 名	保 護 者			子 ども	一子			二子		
						三子					
		子どもとの続柄		1 父	2 母	3 その他 ()					
		変 更 年 月 日	年 月 日								
	公的年金制度の 種別 (コピーを添付)	1 厚生年金保険	※ 以下の共済組合の組合員である場合は○で囲んでください。 (私立学校教職員共済・国家公務員共済・地方公務員共済)								
		2 国民年金	適用年月日		年 月 日						
	加入健康保険 (コピーを添付)	種 類	1 国保	2 国保組合	3 地方公務員共済	4 国家公務員共済					
			5 私立学校教職員共済	6 その他社会保険							
被 保 険 者 氏 名				親の続柄	1 本人	2 その他 ()					
				子どもとの続柄	1 父	2 母	3 他 ()				
	加入 (認定) 年月日	年 月 日									
消滅 の 場 合	消滅事由	1 他区 (市町村) に転出		5 監護しなくなった							
		2 生活保護受給		6 ひとり親家庭等でなくなった							
		3 死亡		理由 :							
		4 子どもが施設に入所した		7 その他 ()							
	消 滅 事 由 発 生 年 月 日	年 月 日									
上記のとおり、申請事項が変更 受給資格が消滅 しましたので届出いたします。 年 月 日 住所 江東区 江東区長 殿 保護者氏名 電 話 ()											

(別紙 1)

年 月 日

同意書（地方税関係情報）

下記の者は、こども家庭支援課が、江東区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例第 8 条第 1 項に基づく事務手続を処理するために限って、年度の地方税関係情報について取得することに同意します。

なお、本書の複写は無効であり、本書の提出の際の事務処理に限って同意することを申し添えます。

同意者	申請者との続柄	
	フリガナ	
	氏名	
	生年月日	
	住所	☐ 申請者と同居
同意者	申請者との続柄	
	フリガナ	
	氏名	
	生年月日	
	住所	☐ 申請者と同居
同意者	申請者との続柄	
	フリガナ	
	氏名	
	生年月日	
	住所	☐ 申請者と同居
同意者	申請者との続柄	
	フリガナ	
	氏名	
	生年月日	
	住所	☐ 申請者と同居

記載要領

- 1 同意する者が自ら署名を行うこと。
- 2 代理人が同意書に署名する場合、本人から委任状をとること。
- 3 申請書等に同意が必要な者の住所を記入している場合、同意書への住所の記入は省略してもよい。
- 4 同意が必要な者の数が署名欄より多い場合は欄外に記載して差し支えない。

(別紙 2)

年 月 日

同意書 (保険給付の資格者等に関する情報)

下記の者は、こども家庭支援課が、江東区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例第 8 条第 1 項に基づく事務手続を処理するために限って、保険給付の資格者等に関する情報について取得することに同意します。

なお、本書の複写は無効であり、本書の提出の際の事務処理に限って同意することを申し添えます。

同意者	氏名			
	生年月日	年	月	日
	住所			
	加入健康保険の種類	1 国保	2 国保組合	3 共済 4 その他社会保険
	被保険者氏名		申請者との続柄	
同意者	氏名			
	生年月日	年	月	日
	住所			
	加入健康保険の種類	1 国保	2 国保組合	3 共済 4 その他社会保険
	被保険者氏名		申請者との続柄	
同意者	氏名			
	生年月日	年	月	日
	住所			
	加入健康保険の種類	1 国保	2 国保組合	3 共済 4 その他社会保険
	被保険者氏名		申請者との続柄	
同意者	氏名			
	生年月日	年	月	日
	住所			
	加入健康保険の種類	1 国保	2 国保組合	3 共済 4 その他社会保険
	被保険者氏名		申請者との続柄	

記載要領

- 1 同意する者が自ら署名を行うこと。ただし、同意する者が児童の場合、親権者や法定代理人等が署名を行うことができる。
- 2 代理人が同意書に署名する場合、本人から委任状をとること。
- 3 申請書等に同意が必要な者の住所を記入している場合、同意書への住所の記入は省略してもよい。
- 4 同意が必要な者の数が署名欄より多い場合は欄外に記載して差し支えない。

（別紙3）

年 月 日

同意書（戸籍関係情報）

下記の者は、こども家庭支援課が、江東区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例第8条第1項に基づく事務手続を処理するために限って、戸籍関係情報について取得することに同意します。

なお、本書の複写は無効であり、本書の提出の際の事務処理に限って同意することを申し添えます。

同意者	申請者との続柄	
	フリガナ	
	氏名	
	生年月日	
	住所	☐ 申請者と同居
同意者	申請者との続柄	
	フリガナ	
	氏名	
	生年月日	
	住所	☐ 申請者と同居
同意者	申請者との続柄	
	フリガナ	
	氏名	
	生年月日	
	住所	☐ 申請者と同居
同意者	申請者との続柄	
	フリガナ	
	氏名	
	生年月日	
	住所	☐ 申請者と同居

記載要領

- 1 同意する者が自ら署名を行うこと。ただし、同意する者が児童の場合、親権者、法定代理人等が署名を行うことができる。
- 2 代理人が同意書に署名する場合、本人から委任状をとること。
- 3 申請書等に同意が必要な者の住所を記入している場合、同意書への住所の記入は省略してもよい。
- 4 同意が必要な者の数が署名欄より多い場合は欄外に記載して差し支えない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

江東区個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則を公布する。

令和 7 年 3 月 5 日

江東区長 大久保 朋 果

◎江東区規則第 7 号

江東区個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則

江東区個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例の一部を改正する条例（令和 6 年 10 月江東区条例第 35 号）附則ただし書に規定する規定の施行期日は、令和 7 年 4 月 1 日とする。

江東区特別区税条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和 7 年 3 月 5 日

江東区長 大久保 朋 果

◎江東区規則第 8 号

江東区特別区税条例施行規則の一部を改正する規則

江東区特別区税条例施行規則（昭和 40 年 3 月江東区規則第 14 号）の一部を次のように改正する。

別記第 3 号様式中「印」を削る。

別記第 6 号の 5 様式中「職氏名印」を「職氏名」に改める。

別記第 6 号の 6 様式中「職氏名印」を「職氏名」に改め、「**印**」を削り、「異動者印」を「異動者名」に改める。

別記第 6 号の 18 様式中

「

氏 名	印
-----	---

」

を

「

氏 名	
-----	--

」

に改める。

別記第 6 号の 19 様式中

「

フリガナ	
氏 名	印

」

を

「

フリガナ	
氏 名	

」

に改める。

別記第 26 号の 3 様式中

「

年	月	日
印		

」

を

「

年	月	日
---	---	---

」

に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の江東区特別区税条例施行規則の別記様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

江東区職員の地域手当に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和 7 年 3 月 5 日

江東区長 大久保 朋 果

◎江東区規則第 9 号

江東区職員の地域手当に関する規則の一部を改正する規則

江東区職員の地域手当に関する規則（昭和 43 年 3 月江東区規則第 7 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項各号列記以外の部分中「当該職員が在勤する次の各号に掲げる地域の区分に応じ、当該各号に掲げる割合」を「100 分の 20」に改め、同項各号を削り、同条第 2 項を削る。

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

江東区職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和 7 年 3 月 5 日

江東区長 大久保 朋 果

◎江東区規則第 10 号

江東区職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

江東区職員の勤勉手当に関する規則（昭和 54 年 3 月江東区規則第 13 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項第 1 号中「100 分の 122.5」を「100 分の 117.5」に、「100 分の 140」を「100 分の 135」に改め、同項第 2 号中「100 分の 60」を「100 分の 57.5」に、「100 分の 68.75」を「100 分の 66.25」に改める。

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

訓

令

◎江東区訓令甲第 1 号

庁 中 一 般
出 張 所
事 業 所

江東区職員の育児休業等に関する規程（平成 20 年 4 月江東区訓令甲第 3 号）の一部を次のように改正する。

令和 7 年 2 月 1 9 日

江東区長 大久保 朋 果

第 3 条第 4 項中「又は介護時間」を「、介護時間又は子育て部分休暇」に、「又は当該介護時間」を「、当該介護時間又は当該子育て部分休暇」に改める。

附 則

この規程は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

◎江東区訓令甲第 2 号

庁 中 一 般
事 業 所

江東区福祉園処務規程（平成 5 年 4 月江東区訓令甲第 9 号）は、廃止する。

令和 7 年 3 月 5 日

江東区長 大久保 朋 果

◎江東区訓令甲第 3 号

庁 中 一 般
事 業 所

江東区職員の寒冷地手当支給規程（昭和 4 6 年 3 月江東区訓令甲第 2 号）は、廃止する。

令和 7 年 3 月 5 日

江東区長 大久保 朋 果

附 則

この規程は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

告	示
---	---

◎江東区告示第 6 6 号

江東区自転車の放置防止及び自転車駐車場の整備に関する条例（昭和 6 0 年 1 0 月江東区条例第 2 8 号）第 1 5 条第 2 項及び第 2 3 条第 2 項の規定により保管した自転車で利用者等の確認ができないものについて、別紙のとおり告示する。

なお、この告示のときから 1 か月を経過しても当該自転車を返還することができない場合は、同条例第 1 5 条第 3 項及び第 2 3 条第 2 項の規定により、当該自転車を処分する。

令和 7 年 2 月 1 0 日

江東区長 大久保 朋 果

〔別紙省略〕

◎江東区告示第 6 9 号

下記事件につき、令和 7 年第 1 回江東区議会定例会を 2 月 1 9 日に招集する。

令和 7 年 2 月 1 2 日

江東区長 大久保 朋 果

記

- 1 令和 6 年度江東区一般会計補正予算（第 6 号）
- 2 令和 6 年度江東区国民健康保険会計補正予算（第 1 号）
- 3 令和 6 年度江東区介護保険会計補正予算（第 1 号）
- 4 令和 6 年度江東区後期高齢者医療会計補正予算（第 1 号）
- 5 令和 7 年度江東区一般会計予算
- 6 令和 7 年度江東区国民健康保険会計予算
- 7 令和 7 年度江東区介護保険会計予算
- 8 令和 7 年度江東区後期高齢者医療会計予算
- 9 議決を得た契約の契約変更について（仙台堀川取水ポンプ所改築工事請負契約）
- 1 0 江東区男女共同参画条例の一部を改正する条例
- 1 1 江東区新庁舎建設等基金条例
- 1 2 江東区職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
- 1 3 江東区長及び副区長の給料等に関する条例等の一部を改正する条例
- 1 4 江東区職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例
- 1 5 江東区職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例

- 1 6 江東区家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 1 7 江東区こどもの権利に関する条例
- 1 8 江東区公衆浴場法施行条例の一部を改正する条例
- 1 9 江東区建築審査会条例の一部を改正する条例
- 2 0 江東区「特別区道」道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例
- 2 1 江東区立都市公園条例の一部を改正する条例
- 2 2 江東区立公衆便所条例の一部を改正する条例
- 2 3 江東区普通河川管理条例の一部を改正する条例
- 2 4 江東区公共溝渠管理条例の一部を改正する条例
- 2 5 江東区事務手数料条例の一部を改正する条例
- 2 6 江東区江東きつずクラブ条例の一部を改正する条例
- 2 7 江東区立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例
- 2 8 江東区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
- 2 9 江東区地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 3 0 江東区福祉会館条例の一部を改正する条例

◎江東区告示第 7 0 号

建築基準法（昭和 2 5 年法律第 2 0 1 号）第 4 2 条第 1 項第 5 号の規定に基づく道路について、下記のとおり変更（一部取消し）をした。

なお、関係図面は、本区都市整備部建築課において縦覧に供する。

令和 7 年 2 月 1 3 日

江東区長 大久保 朋 果

記

- 1 変更（一部取消し）に係る道路の種類
法第 4 2 条第 1 項第 5 号の規定による道路
- 2 変更（一部取消し）の年月日
令和 7 年 2 月 1 3 日
- 3 変更（一部取消し）に係る道路の位置
地名地番 江東区新砂三丁目 2 4 6 4 - 1 7
の一部

住居表示 江東区新砂三丁目9番
4 変更（一部取消し）に係る道路の延長及び幅員

（変更前） 幅員 10. 000m

延長 36. 415m

（変更前） 幅員 7. 956～8. 075m

延長 36. 415m

◎江東区告示第76号

江東区自転車の放置防止及び自転車駐車場の整備に関する条例（昭和60年10月江東区条例第28号）第15条第2項及び第23条第2項の規定により保管した自転車で利用者等の確認ができないものについて、別紙のとおり告示する。

なお、この告示のときから1か月を経過しても当該自転車を返還することができない場合は、同条例第15条第3項及び第23条第2項の規定により、当該自転車を処分する。

令和7年2月19日

江東区長 大久保 朋 果

〔別紙省略〕

◎江東区告示第79号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、特別区道の区域を下記のように変更する。

なお、その関係図面は、令和7年2月19日から2週間、本区土木部において一般の縦覧に供する。

令和7年2月19日

江東区長 大久保 朋 果

記

整理番号	路線名	変更の区間	変更前の敷地の幅員
			変更後の敷地の幅員
1	深156号	江東区古石場三丁目3番7先から 江東区古石場三丁目3番19先まで	次図表示のとおり
			次図表示のとおり
2	深276号	江東区石島18番13先から 江東区石島18番1先まで	次図表示のとおり
			次図表示のとおり
3	深293号	江東区千田3番12先から 江東区千田3番11先まで	次図表示のとおり
			次図表示のとおり

4	深310号	江東区海辺29番6先から 江東区海辺29番11先まで	次図表示のとおり
			次図表示のとおり
5	深318号	江東区海辺27番24先から 江東区海辺27番3先まで	次図表示のとおり
			次図表示のとおり
6	深343号	江東区常盤一丁目11番18先から 江東区常盤一丁目11番27先まで	次図表示のとおり
			次図表示のとおり
7	深345号	江東区新大橋二丁目12番8先から 江東区新大橋二丁目12番15先まで	次図表示のとおり
			次図表示のとおり
8	城59号	江東区亀戸五丁目170番9先から 江東区亀戸五丁目170番先まで	次図表示のとおり
			次図表示のとおり
9	城93号	江東区大島二丁目504番30先から 江東区大島二丁目503番4先まで	次図表示のとおり
			次図表示のとおり
10	城96号	江東区大島一丁目127番4先から 江東区大島一丁目149番6先まで	次図表示のとおり
			次図表示のとおり
11	城102号	江東区大島三丁目291番1先から 江東区大島三丁目291番15先まで	次図表示のとおり
			次図表示のとおり
12	城140号	江東区北砂三丁目314番6先から 江東区北砂三丁目314番11先まで	次図表示のとおり
			次図表示のとおり
13	城141号	江東区北砂四丁目1515番14先から	次図表示のとおり

		江東区北砂四丁目 1 5 1 5 番 1 2 先まで	次図表示のとおり
1 4	城 1 4 1 号	江東区北砂四丁目 1 5 4 5 番 2 1 先から	次図表示のとおり
		江東区北砂四丁目 1 5 4 5 番 1 3 先まで	次図表示のとおり
1 5	城 1 4 7 号	江東区東砂五丁目 2 8 5 番 1 0 先から	次図表示のとおり
		江東区東砂五丁目 2 8 5 番 1 7 先まで	次図表示のとおり
1 6	江 9 7 号	江東区大島四丁目 2 番先から	次図表示のとおり
		江東区大島四丁目 1 番 3 先まで	次図表示のとおり
1 7	江 5 1 4 号	江東区亀戸九丁目 2 5 9 番 3 8 先から	次図表示のとおり
		江東区亀戸九丁目 2 4 0 番 1 0 先まで	次図表示のとおり
1 8	城 1 0 2 号	江東区大島三丁目 2 8 7 番 1 先から	次図表示のとおり
		江東区大島三丁目 2 8 7 番 1 4 先まで	次図表示のとおり
1 9	城 1 0 4 号	江東区大島三丁目 2 0 9 番先から	次図表示のとおり
		江東区大島三丁目 2 4 5 番 1 先まで	次図表示のとおり

特別区道深156号区域変更略図

江東区古石場三丁目地内



編入区域

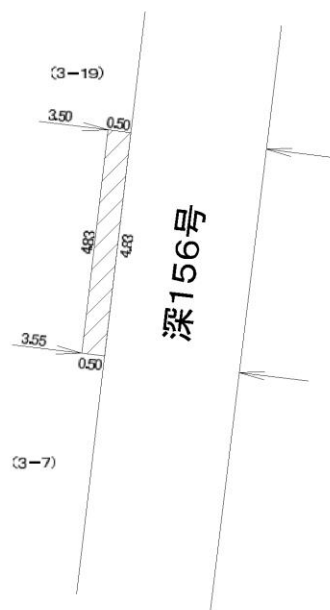
面積 2.42平方メートル



区域変更箇所



古石場三丁目



古石場三丁目

※数字はメートル
※()内は地番

特別区道深276号区域変更略図

江東区石島地内



編入区域

面積 10.95平方メートル



区域変更箇所



江27号

石島

深276号

石島

※数字はメートル
※()内は地番

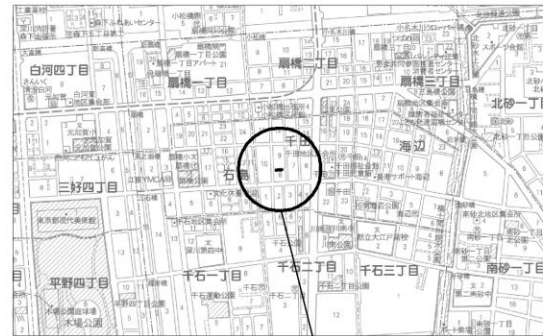
特別区道深293号区域変更略図

江東区千田地内

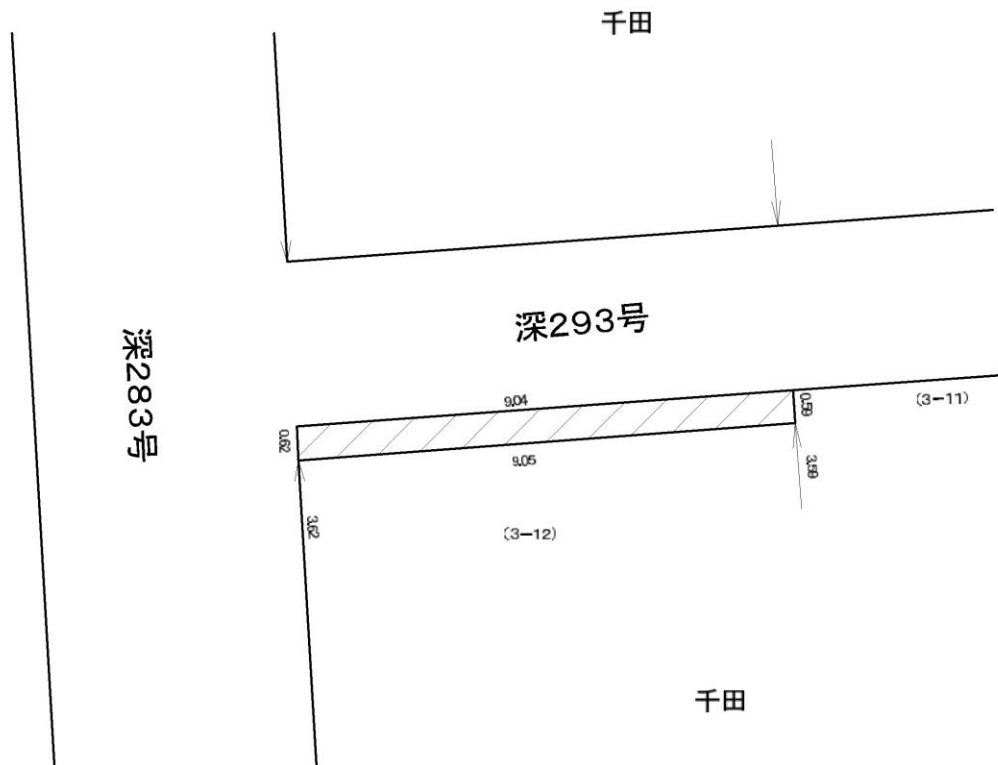


編入区域

面積 5.49平方メートル



区域変更箇所



※数字はメートル
※()内は地番

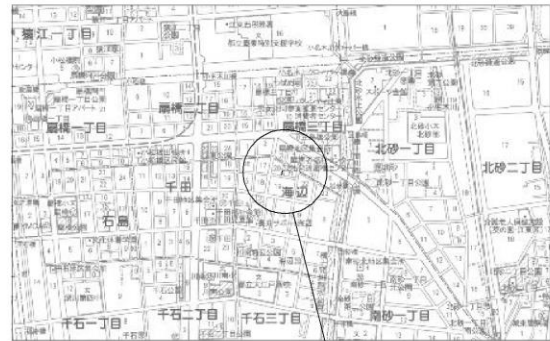
特別区道深310号区域変更略図

江東区海辺地内

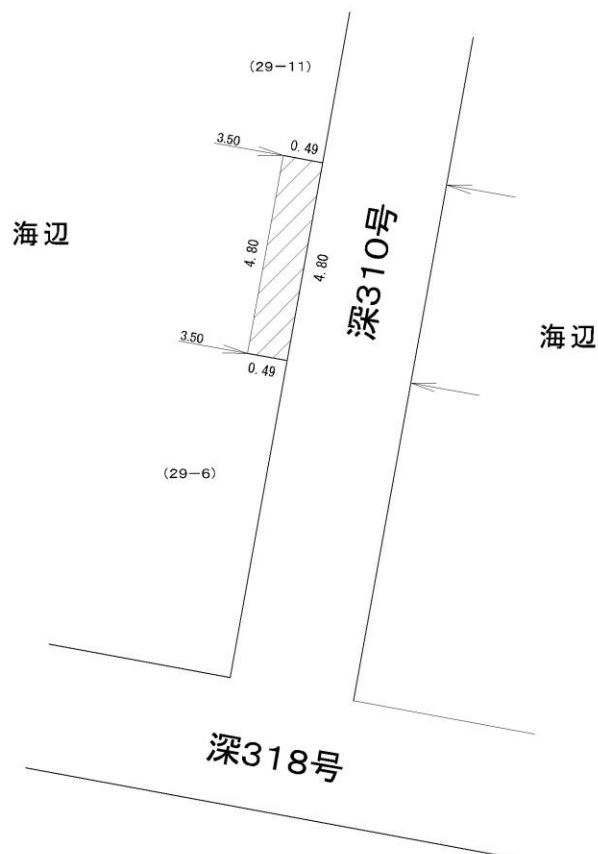


編入区域

面積 2.39平方メートル



区域変更箇所



※数字はメートル
※()内は地番

特別区道深318号区域変更略図

江東区海辺地内



編入区域

面積 3.92平方メートル



区域変更箇所



※数字はメートル
※（ ）内は地番

特別区道深343号区域変更略図

江東区常盤一丁目地内



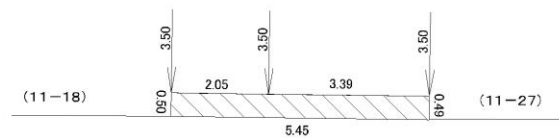
編入区域

面積 2.72平方メートル



区域変更箇所

常盤一丁目



深343号



常盤一丁目

※数字はメートル
※()内は地番

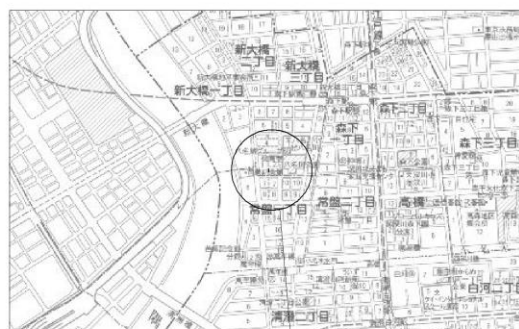
特別区道深345号区域変更略図

江東区新大橋二丁目地内



編入区域

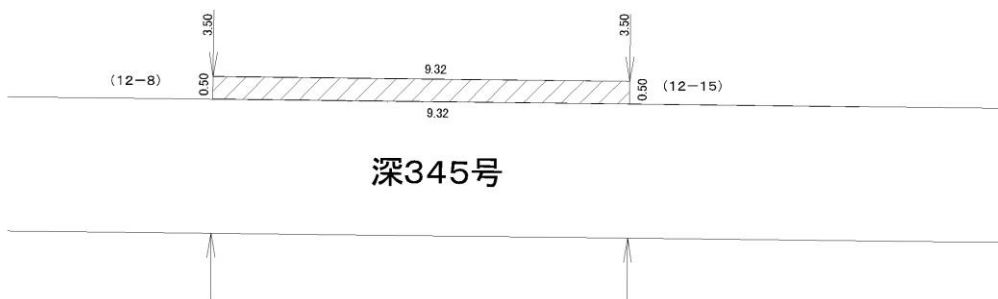
面積 4.69平方メートル



区域変更箇所



新大橋二丁目



新大橋二丁目

※数字はメートル
※（ ）内は地番

特別区道城 59 号区域変更略図

江東区亀戸五丁目地内

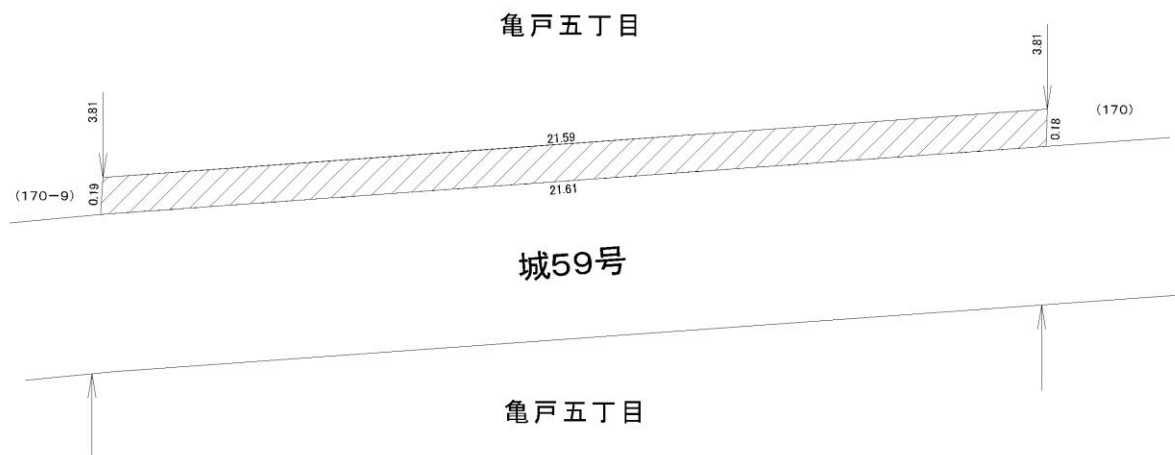


編入区域

面積 3.91平方メートル



区域変更箇所



※数字はメートル
※()内は地番

特別区道城93号区域変更略図

江東区大島二丁目地内



編入区域

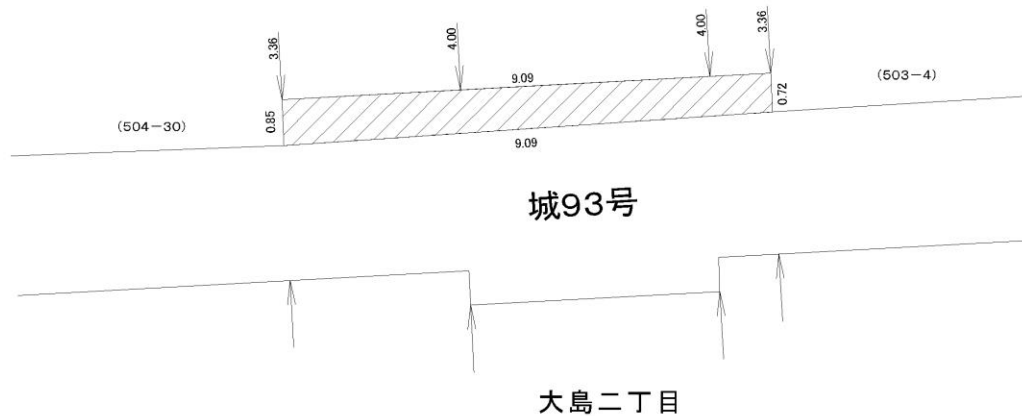
面積 7.17平方メートル



区域変更箇所



大島二丁目



※数字はメートル
※()内は地番

特別区道城 96 号 区域変更略図

江東区大島一丁目地内

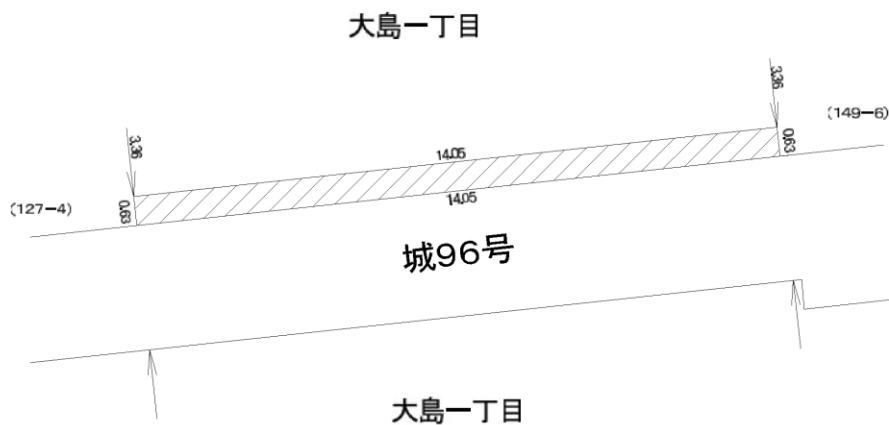


編入区域

面積 8.93平方メートル



区域変更箇所



※数字はメートル
※()内は地番

特別区道城102号区域変更略図

江東区大島三丁目地内



編入区域

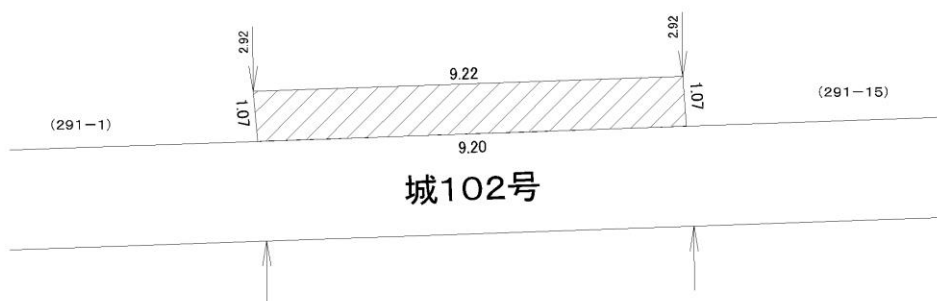
面積 9.91平方メートル



区域変更箇所



大島三丁目



大島三丁目

※数字はメートル
※()内は地番

特別区道城 140 号区域変更略図

江東区北砂三丁目地内

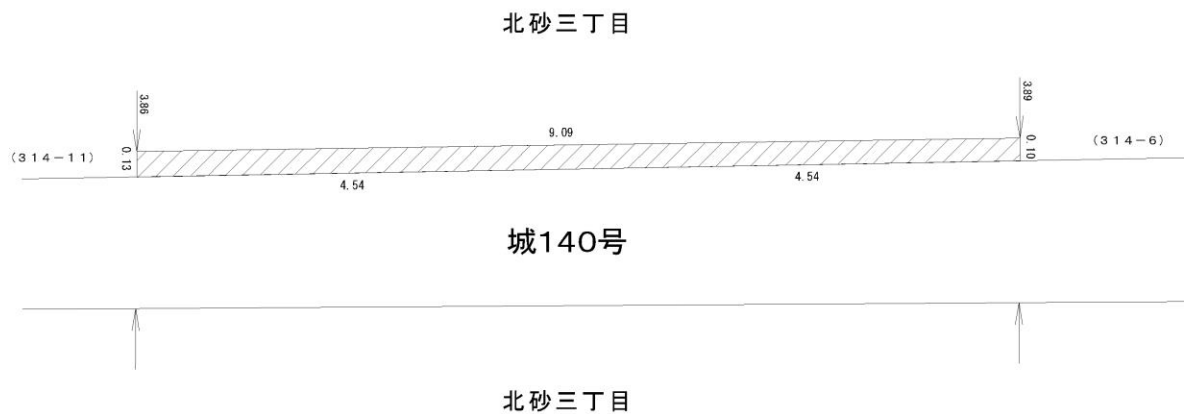


編入区域

面積 1.11平方メートル



区域変更箇所



※数字はメートル
※()内は地番

特別区道城 1 4 1 号区域変更略図

江東区北砂四丁目地内



編入区域

面積 5.86平方メートル



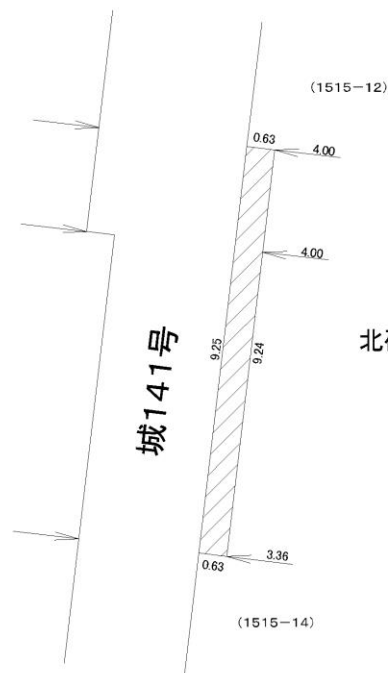
区域変更箇所



北砂四丁目

城141号

北砂四丁目



※数字はメートル
※()内は地番

特別区道城 1 4 1 号区域変更略図

江東区北砂四丁目地内



編入区域

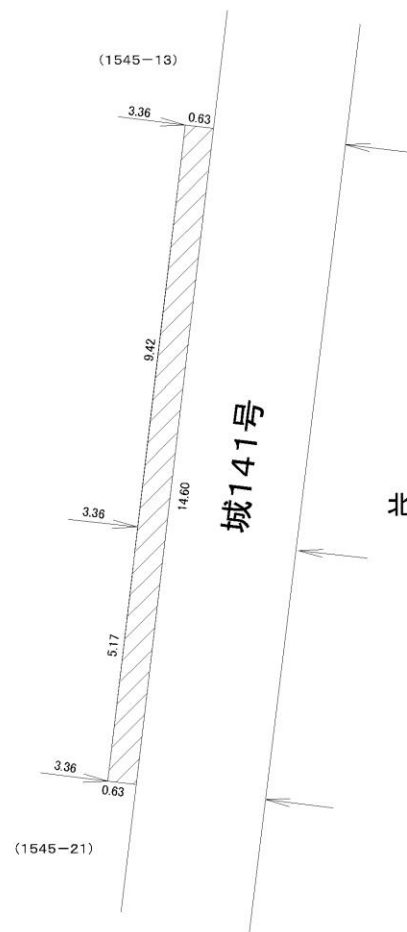
面積 9.21平方メートル



区域変更箇所



北砂四丁目



北砂四丁目

※数字はメートル
※()内は地番

特別区道城 1 4 7 号区域変更略図

江東区東砂五丁目地内

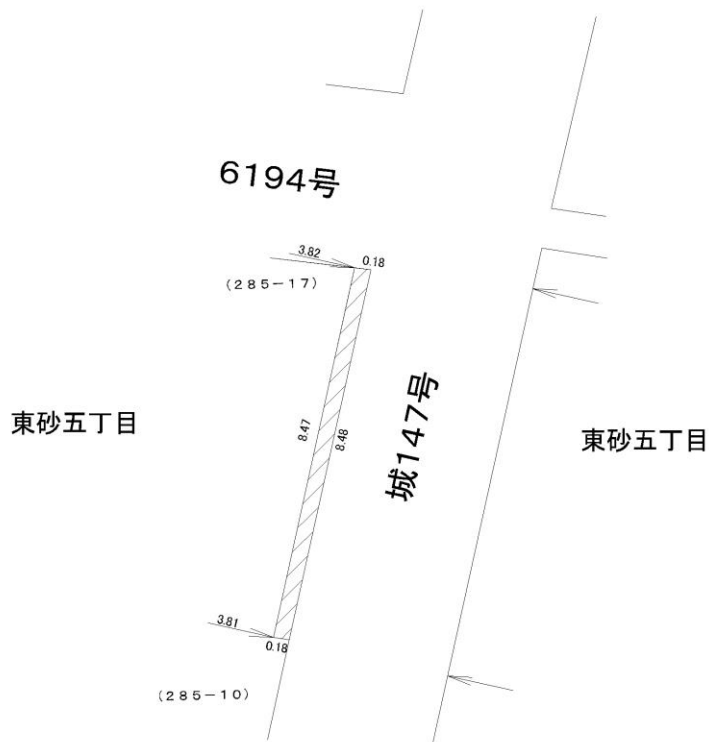


編入区域

面積 1.52平方メートル



区域変更箇所



※数字はメートル
※()内は地番

特別区道江 9 7 号区域変更略図

江東区大島四丁目地内



編入区域

面積 1.20平方メートル



区域変更箇所



大島四丁目

江97号

大島四丁目

6030号

※数字はメートル
※()内は地番

特別区道江514号区域変更略図

江東区亀戸九丁目地内



編入区域

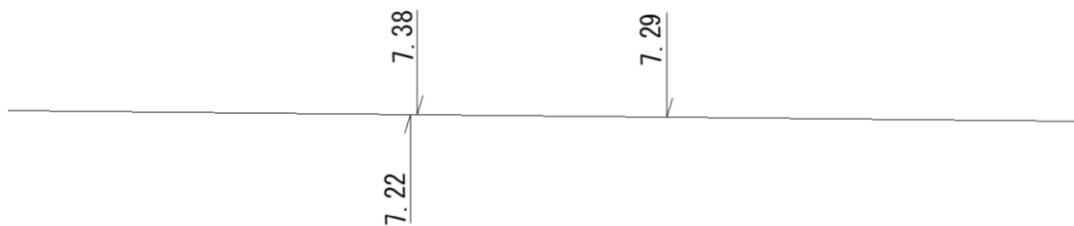
面 積 0.05平方メートル



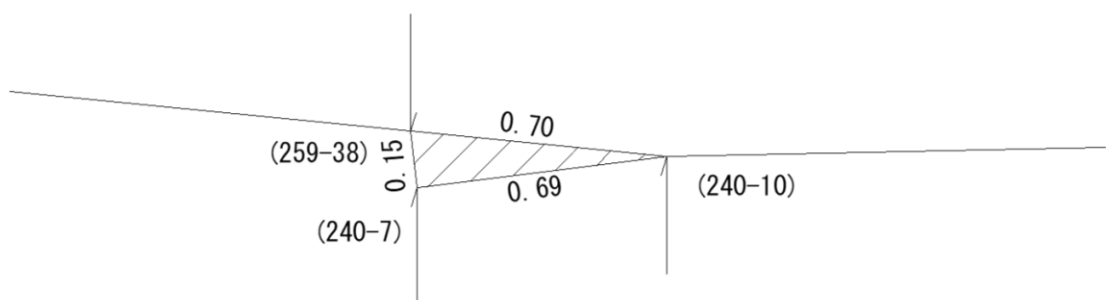
区域変更箇所



亀戸九丁目



江514号



亀戸九丁目

※ 数字はメートル
※ ()内は地番

特別区道城102号区域変更略図

江東区大島三丁目地内



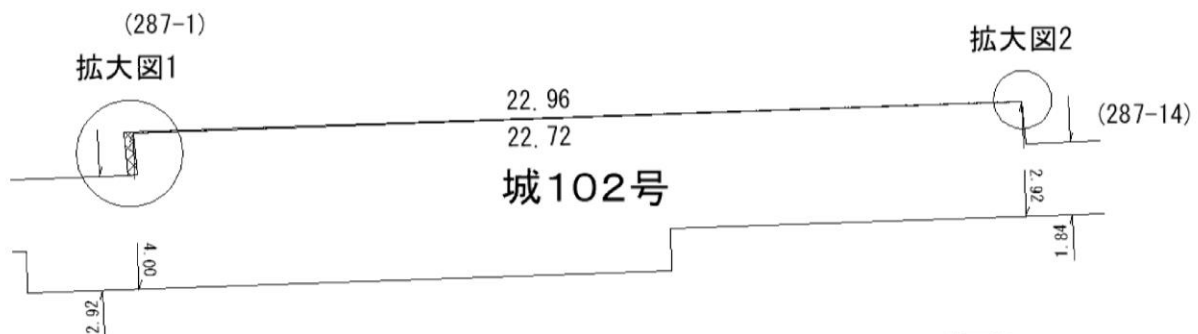
廃止区域

面 積 0.59平方メートル

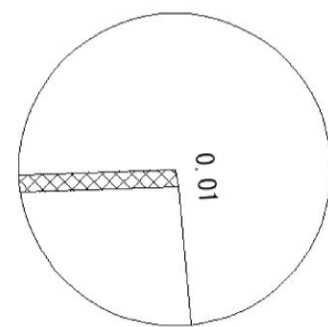
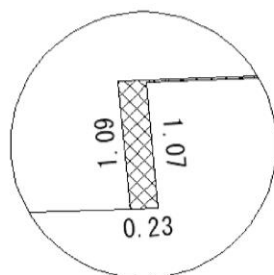


区域変更箇所

大島三丁目



大島三丁目



※ 数字はメートル
※ ()内は地番

特別区道城104号区域変更略図

江東区大島三丁目地内



廃止区域

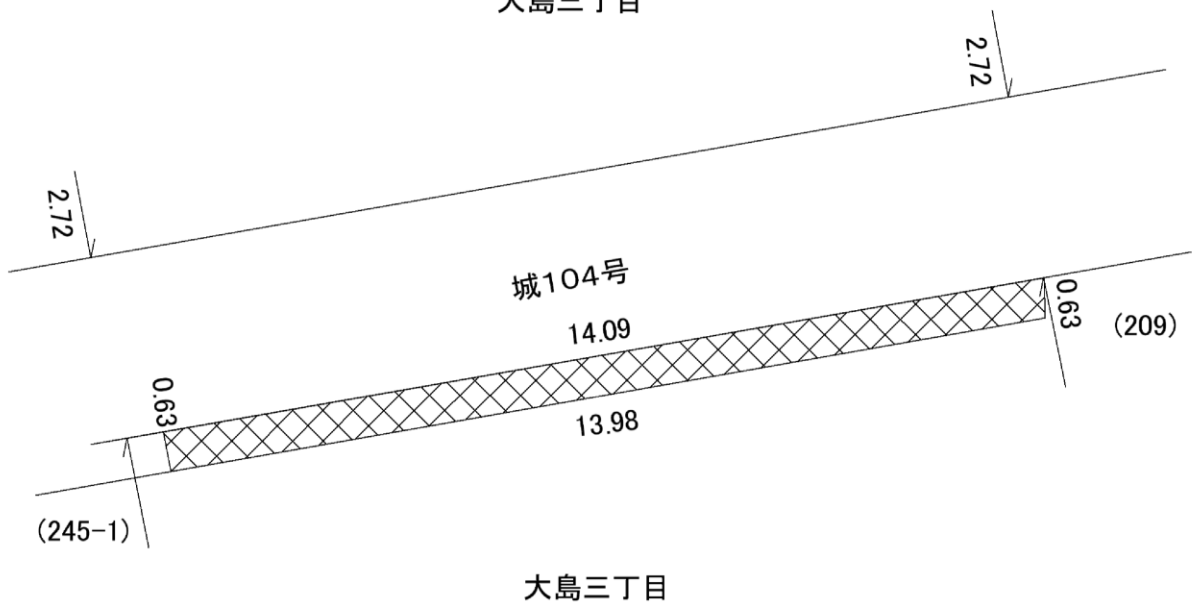
面 積 8.87平方メートル



区域変更箇所



大島三丁目



※ 数字はメートル
※ ()内は地番

◎江東区告示第 80 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定に基づき、下記の特別区道の供用を開始する。

なお、その関係図面は、令和 7 年 2 月 19 日から 2 週間、本区土木部において一般の縦覧に供する。

令和 7 年 2 月 19 日

江東区長 大久保 朋 果
記

整理 番号	路線名	変更の区間	変更前の敷 地の幅員
			変更後の敷 地の幅員
1	深 156 号	江東区古石場三丁目 3 番 7 先から 江東区古石場三丁目 3 番 19 先まで	なし
2	深 276 号	江東区石島 18 番 13 先から 江東区石島 18 番 1 先まで	なし
3	深 293 号	江東区千田 3 番 12 先から 江東区千田 3 番 11 先まで	なし
4	深 310 号	江東区海辺 29 番 6 先から 江東区海辺 29 番 11 先まで	なし
5	深 318 号	江東区海辺 27 番 24 先から 江東区海辺 27 番 3 先まで	なし
6	深 343 号	江東区常盤一丁目 11 番 18 先から 江東区常盤一丁目 11 番 27 先まで	なし
7	深 345 号	江東区新大橋二丁目 12 番 8 先から 江東区新大橋二丁目 12 番 15 先まで	なし
8	城 59 号	江東区亀戸五丁目 170 番 9 先から	なし

		江東区亀戸五丁目 170 番 先まで	
9	城 93 号	江東区大島二丁目 504 番 30 先から 江東区大島二丁目 503 番 4 先まで	なし
10	城 96 号	江東区大島一丁目 127 番 4 先から 江東区大島一丁目 149 番 6 先まで	なし
11	城 102 号	江東区大島三丁目 291 番 1 先から 江東区大島三丁目 291 番 15 先まで	なし
12	城 140 号	江東区北砂三丁目 314 番 6 先から 江東区北砂三丁目 314 番 11 先まで	なし
13	城 141 号	江東区北砂四丁目 1515 番 14 先から 江東区北砂四丁目 1515 番 12 先まで	なし
14	城 141 号	江東区北砂四丁目 1545 番 21 先から 江東区北砂四丁目 1545 番 13 先まで	なし
15	城 147 号	江東区東砂五丁目 285 番 10 先から 江東区東砂五丁目 285 番 17 先まで	なし
16	江 97 号	江東区大島四丁目 2 番 先から 江東区大島四丁目 1 番 3 先まで	なし
17	江 514 号	江東区亀戸九丁目 259 番 38 先から 江東区亀戸九丁目 240 番 10	なし

		先まで	
--	--	-----	--

特別区道深156号 供用開始略図

江東区古石場三丁目地内



供用開始区域

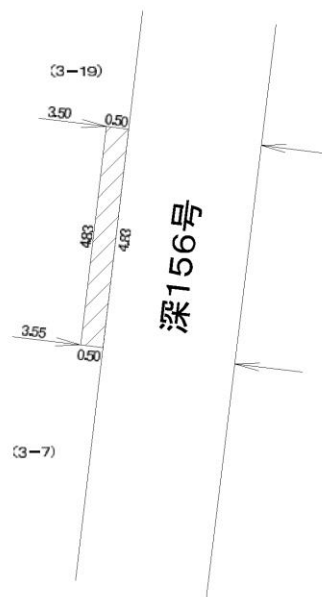
面積 2.42平方メートル



供用開始箇所



古石場三丁目



古石場三丁目

※数字はメートル
※()内は地番

特別区道深276号 供用開始略図

江東区石島地内



供用開始区域

面積 10.95平方メートル



供用開始箇所



江27号

石島

深276号

石島

(18-1)

(18-13)

※数字はメートル
※()内は地番

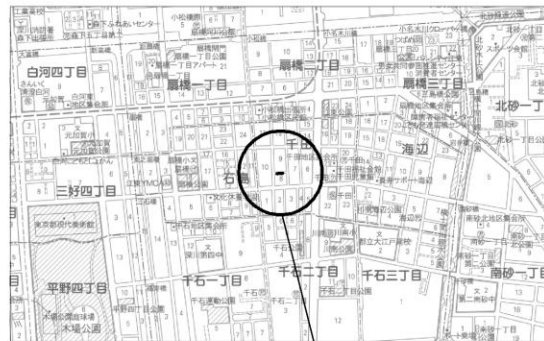
特別区道深 293 号 供用開始 略図

江東区千田地内

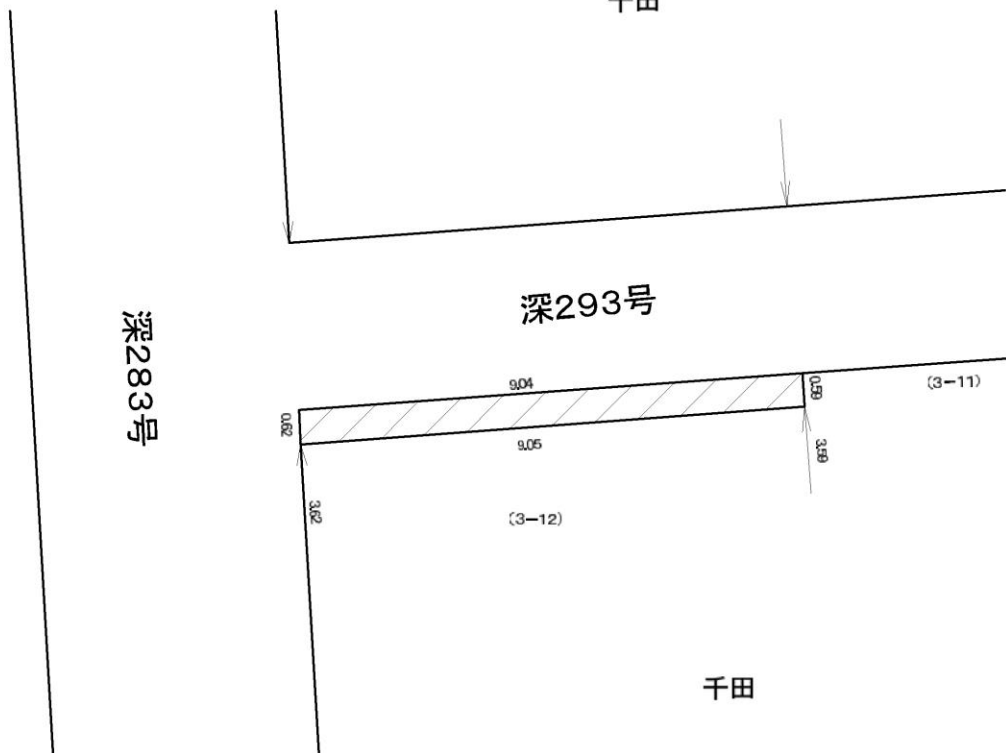


供用開始区域

面積 5.49平方メートル



供用開始箇所



※数字はメートル
※()内は地番

特別区道深310号 供用開始略図

江東区海辺地内

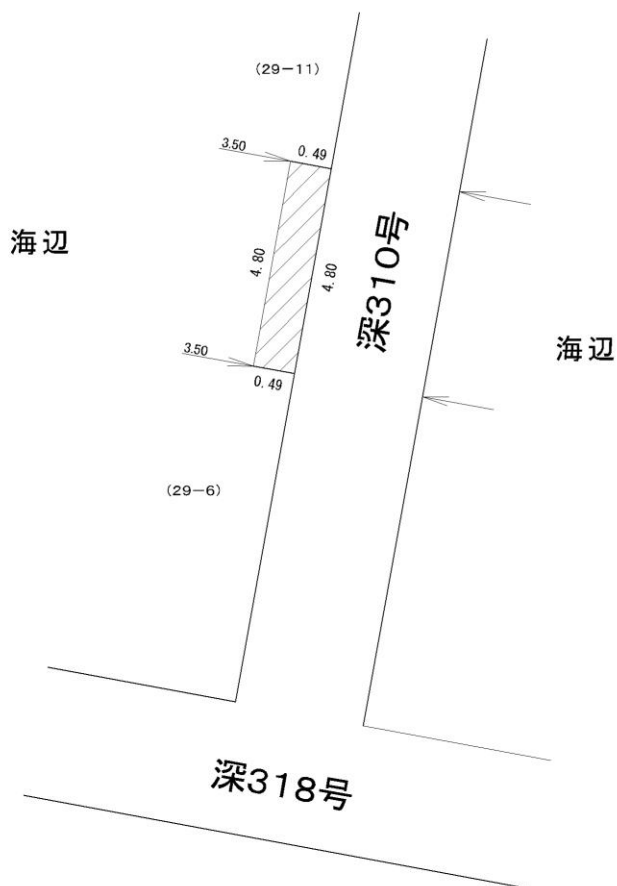


供用開始区域

面積 2.39平方メートル



供用開始箇所



※数字はメートル
※()内は地番

特別区道深 3 1 8 号 供用開始略図

江東区海辺地内



供用開始区域

面積 3.92平方メートル



供用開始箇所



※数字はメートル
※()内は地番

特別区道深343号 供用開始略図

江東区常盤一丁目地内



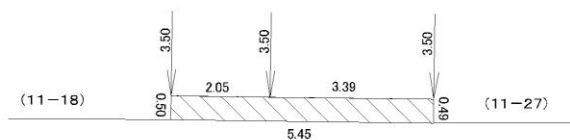
供用開始区域

面積 2.72平方メートル



供用開始箇所

常盤一丁目



深343号



常盤一丁目

※数字はメートル
※()内は地番

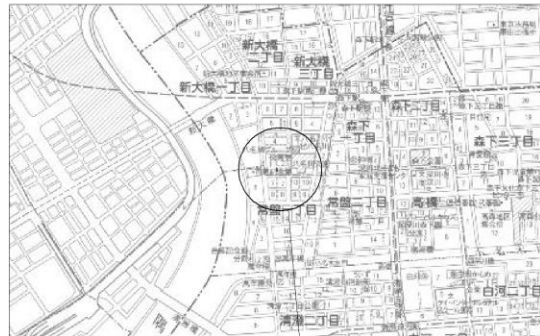
特別区道深345号 供用開始略図

江東区新大橋二丁目地内



供用開始区域

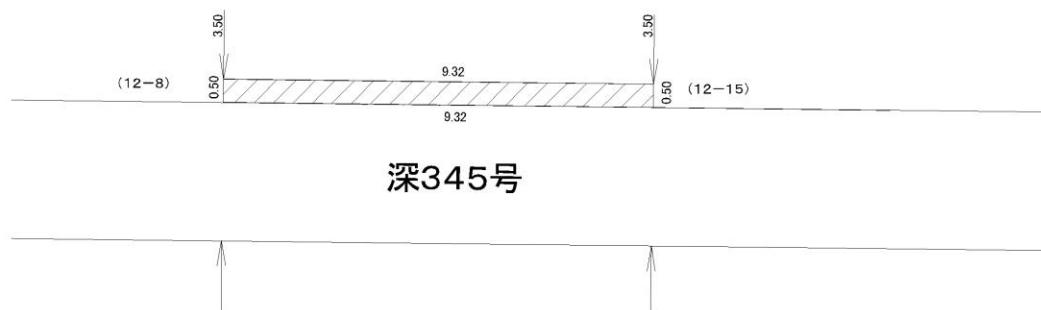
面積 4.69平方メートル



供用開始箇所



新大橋二丁目



深345号

新大橋二丁目

※数字はメートル
※()内は地番

特別区道城59号 供用開始略図

江東区亀戸五丁目地内

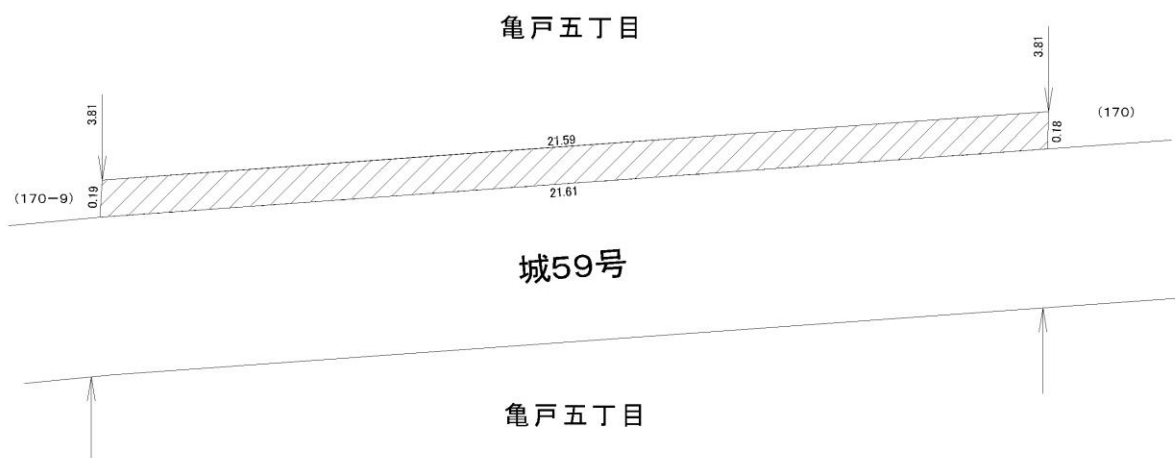


供用開始区域

面積 3.91平方メートル



供用開始箇所



※数字はメートル
※()内は地番

特別区道城 93 号 供用開始 略図

江東区大島二丁目地内



供用開始区域

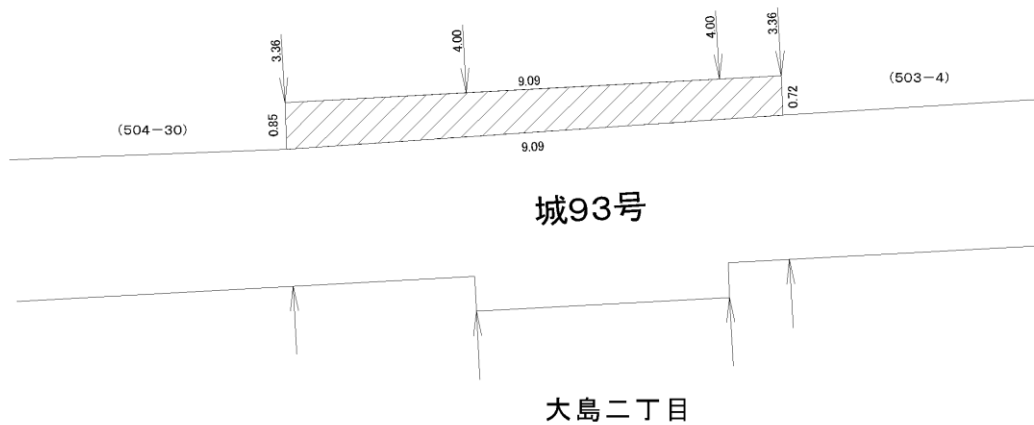
面積 7.17平方メートル



供用開始箇所



大島二丁目



※数字はメートル
※()内は地番

特別区道城96号 供用開始 略図

江東区大島一丁目地内

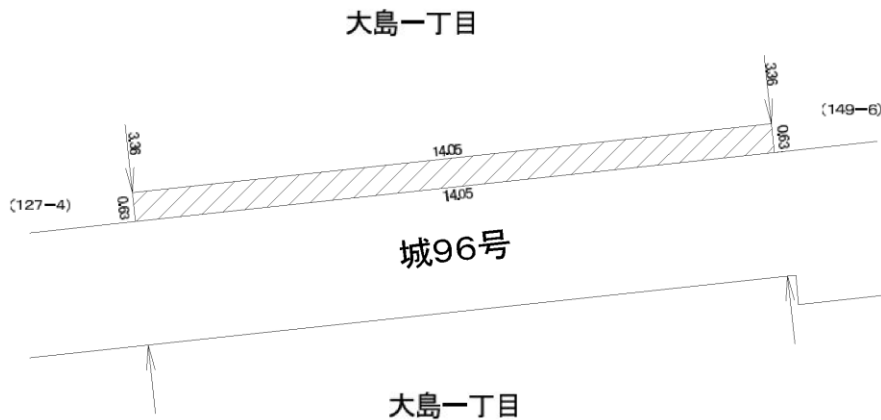


供用開始区域

面積 8.93平方メートル



供用開始箇所



※数字はメートル
※()内は地番

特別区道城102号 供用開始 略図

江東区大島三丁目地内



供用開始区域

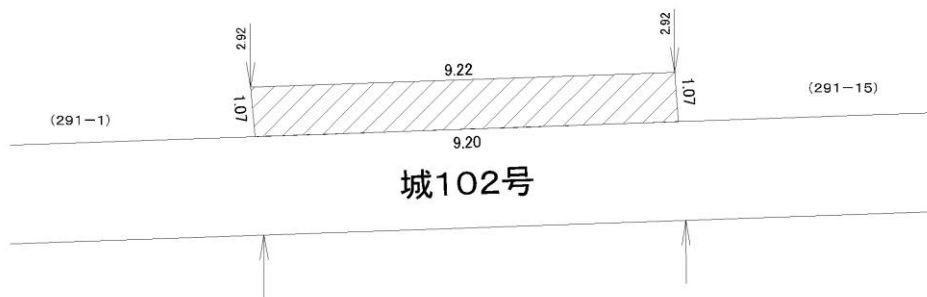
面積 9.91平方メートル



供用開始箇所



大島三丁目



大島三丁目

※数字はメートル
※()内は地番

特別区道城 140 号 供用開始 略図

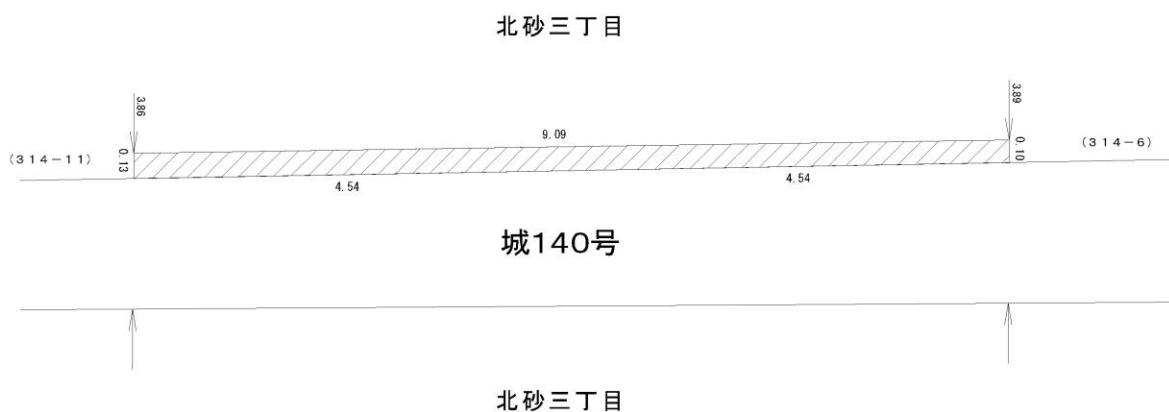
江東区北砂三丁目地内

 供用開始区域

面 積 1.11 平方メートル



供用開始箇所



※数字はメートル
※()内は地番

特別区道城 1 4 1 号 供用開始 略図

江東区北砂四丁目地内



供用開始区域

面積 5.86平方メートル



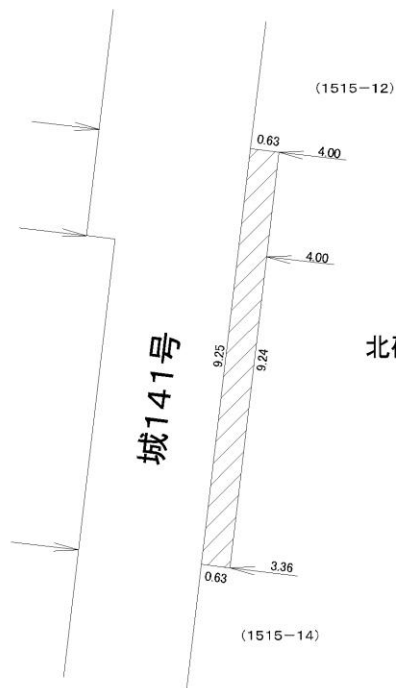
供用開始箇所



北砂四丁目

城141号

北砂四丁目



※数字はメートル
※()内は地番

特別区道城141号 供用開始略図

江東区北砂四丁目地内



供用開始区域

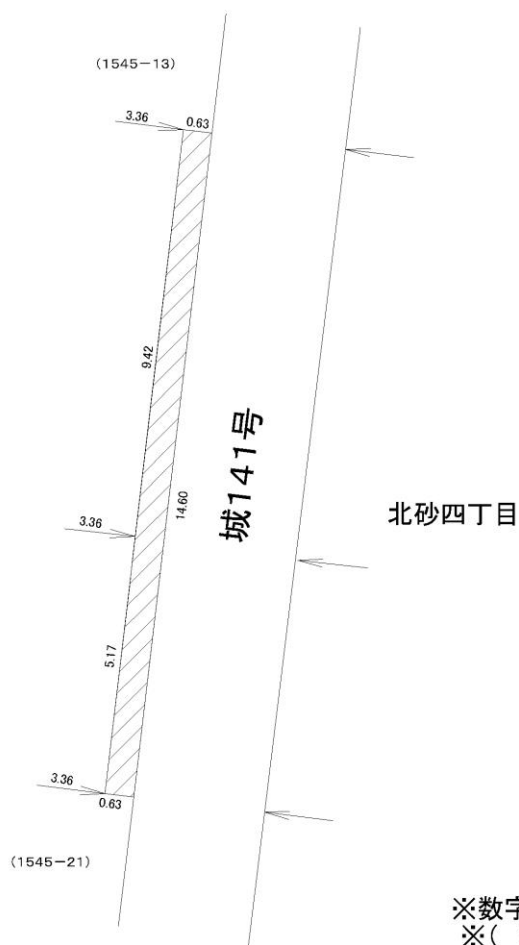
面積 9.21平方メートル



供用開始箇所



北砂四丁目



※数字はメートル
※()内は地番

特別区道城 1 4 7 号 供用開始 略図

江東区東砂五丁目地内

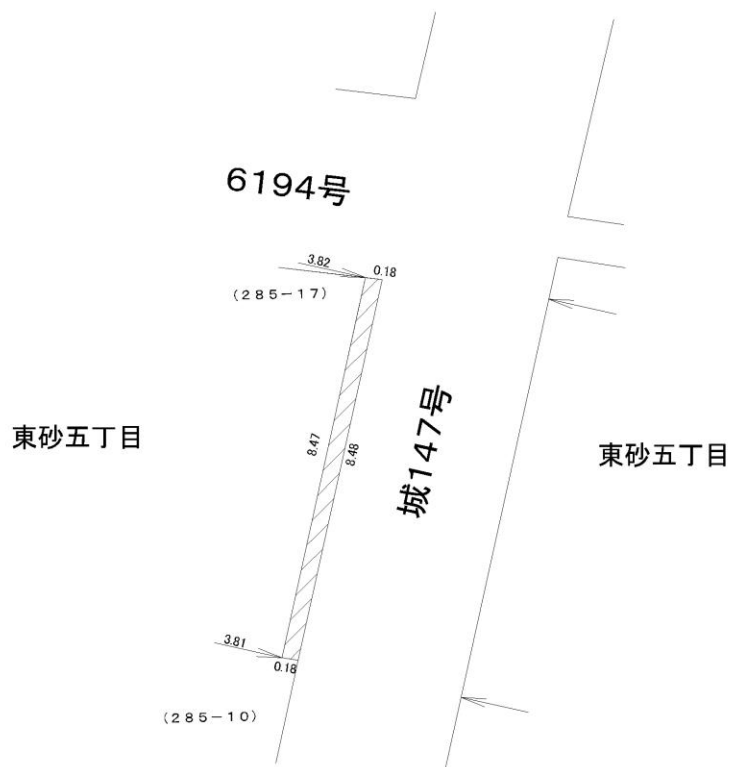


供用開始区域

面積 1.52平方メートル



供用開始箇所



※数字はメートル
※()内は地番

特別区道江97号 供用開始 略図

江東区大島四丁目地内



供用開始区域

面積 1.20平方メートル



供用開始箇所



大島四丁目

江97号

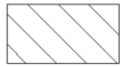
大島四丁目

6030号

※数字はメートル
※()内は地番

特別区道江514号 供用開始 略図

江東区亀戸九丁目地内

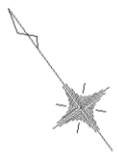


供用開始区域

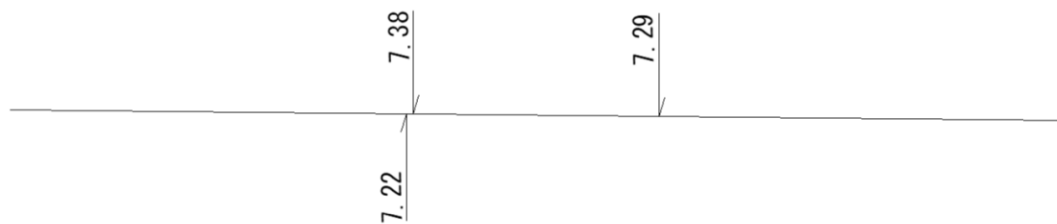
面 積 0.05平方メートル



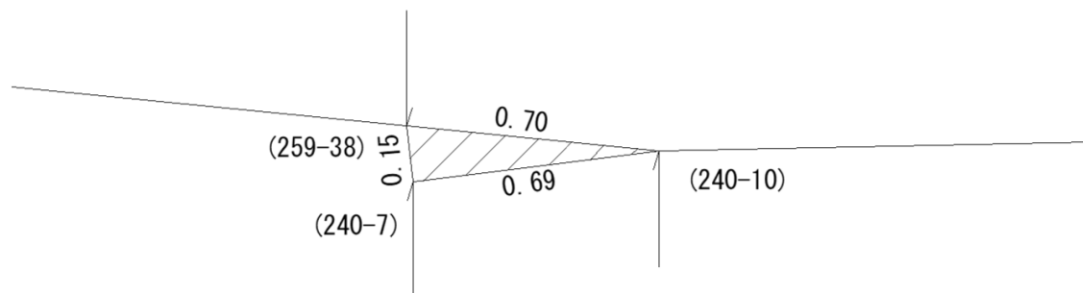
供用開始箇所



亀戸九丁目



江514号



亀戸九丁目

※ 数字はメートル
 ※ ()内は地番

◎江東区告示第 8 1 号

江東区区有通路管理条例（平成 4 年 3 月江東区条例第 1 7 号）第 3 条の規定に基づき、区有通路の区域を下記のとおり変更する。

なお、その関係図面は、令和 7 年 2 月 1 9 日から 2 週間、本区土木部において一般の縦覧に供する。

令和 7 年 2 月 1 9 日

江東区長 大久保 朋 果
記

		から 江東区東砂四丁目 4 0 番 5 先まで	次図表示のとおり
8	6 1 9 4 号	江東区東砂五丁目 2 8 5 番 7 先から 江東区東砂五丁目 2 8 5 番 1 7 先まで	次図表示のとおり
			次図表示のとおり

整理番号	路線名	変更の区間	変更前の敷地の幅員
			変更後の敷地の幅員
1	6 0 0 4 号	江東区亀戸三丁目 8 4 番 9 0 先から 江東区亀戸三丁目 8 4 番 1 2 6 先まで	次図表示のとおり
			次図表示のとおり
2	6 0 3 0 号	江東区大島四丁目 1 番 6 先から 江東区大島四丁目 1 番 3 0 先まで	次図表示のとおり
			次図表示のとおり
3	6 0 7 7 号	江東区東砂四丁目 9 7 番 7 先から 江東区東砂四丁目 9 7 番 3 先まで	次図表示のとおり
			次図表示のとおり
4	6 0 8 3 号	江東区東砂五丁目 1 6 7 番 1 1 先から 江東区東砂五丁目 1 6 7 番 9 先まで	次図表示のとおり
			次図表示のとおり
5	6 0 8 4 号	江東区東砂五丁目 1 0 5 番 9 先から 江東区東砂五丁目 9 8 番 8 先まで	次図表示のとおり
			次図表示のとおり
6	6 1 2 8 号	江東区南砂二丁目 1 5 番 3 4 先から 江東区南砂二丁目 1 5 番 1 0 先まで	次図表示のとおり
			次図表示のとおり
7	6 1 9 1 号	江東区東砂四丁目 3 6 番 3 8 先	次図表示のとおり

江 東 区 区 有 通 路 6 0 0 4 号 区 域 変 更 略 図

江 東 区 亀 戸 三 丁 目 地 内



編入区域

面 積 1. 35平方メートル



区域変更箇所



※数字はメートル
※()内は地番

江 東 区 区 有 通 路 6 0 3 0 号 区 域 変 更 略 図

江 東 区 大 島 四 丁 目 地 内

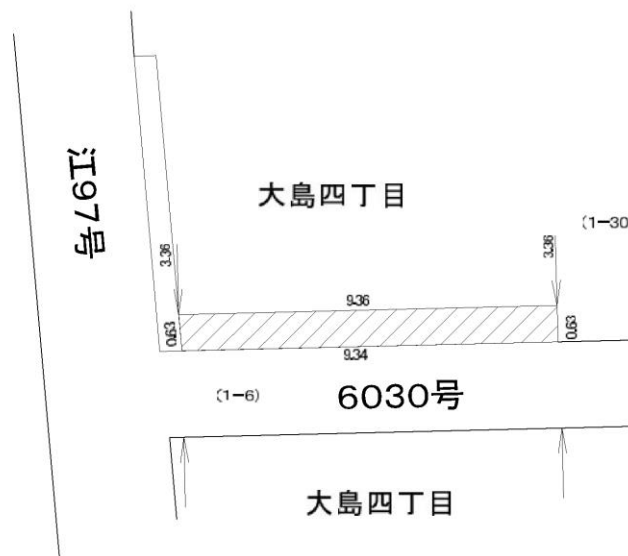


編入区域

面 積 5.94平方メートル



区域変更箇所



※数字はメートル
※()内は地番

江 東 区 区 有 通 路 6 0 7 7 号 区 域 変 更 略 図

江 東 区 東 砂 四 丁 目 地 内



編入区域

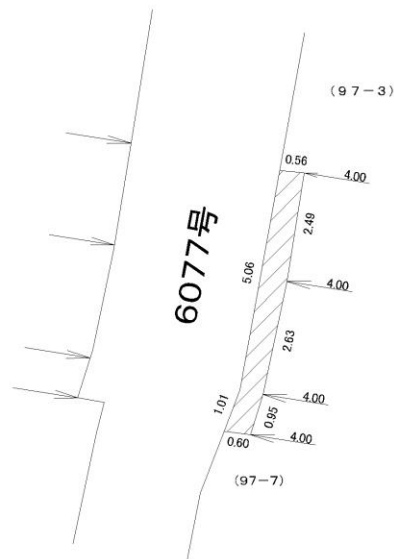
面 積 3. 48平方メートル



区域変更箇所



東砂四丁目



東砂四丁目

※数字はメートル
※()内は地番

江 東 区 区 有 通 路 6 0 8 3 号 区 域 変 更 略 図

江 東 区 東 砂 五 丁 目 地 内

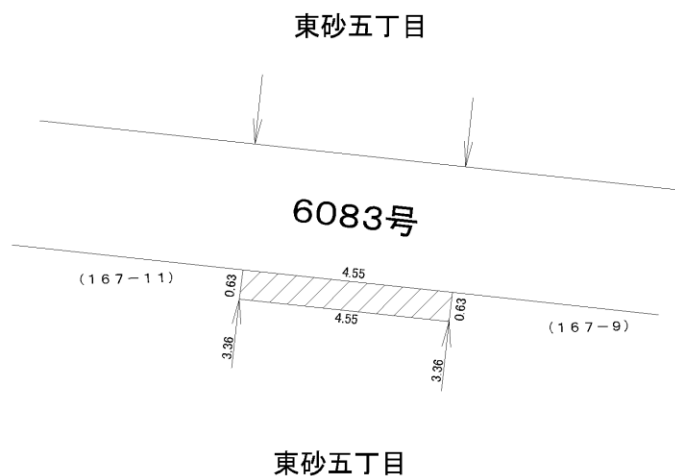


編入区域

面 積 2. 88平方メートル



区域変更箇所



※数字はメートル
※（ ）内は地番

江 東 区 区 有 通 路 6 0 8 4 号 区 域 変 更 略 図

江 東 区 東 砂 五 丁 目 地 内

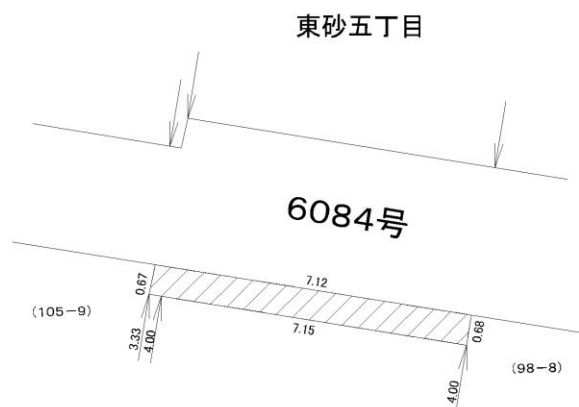


編入区域

面 積 4. 82平方メートル



区域変更箇所



※数字はメートル
※()内は地番

江 東 区 区 有 通 路 6 1 2 8 号 区 域 変 更 略 図

江 東 区 南 砂 二 丁 目 地 内



編入区域

面 積 0.02平方メートル



区域変更箇所



※数字はメートル
※（ ）内は地番

江 東 区 区 有 通 路 6 1 9 1 号 区 域 変 更 略 図

江 東 区 東 砂 四 丁 目 地 内



編入区域

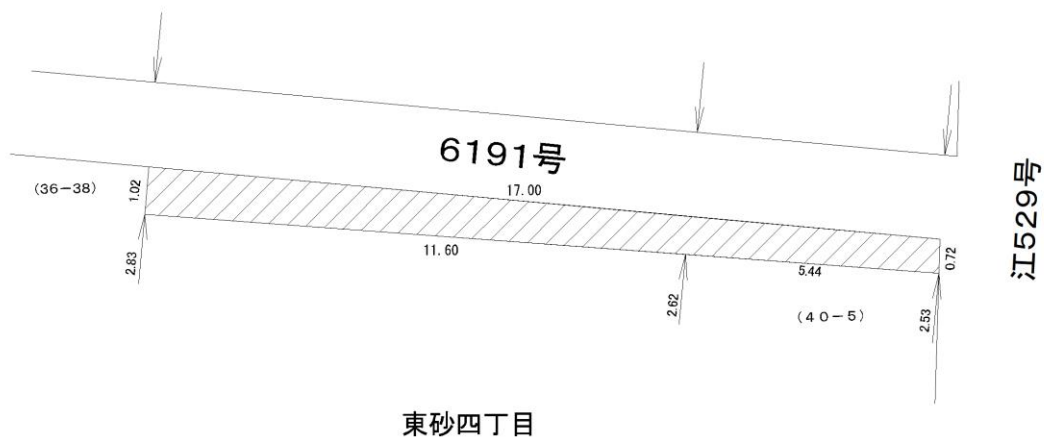
面 積 14.87 平方メートル



区域変更箇所



東砂四丁目



※数字はメートル
※()内は地番

江東区区有通路6194号区域変更略図

江東区東砂五丁目地内



編入区域

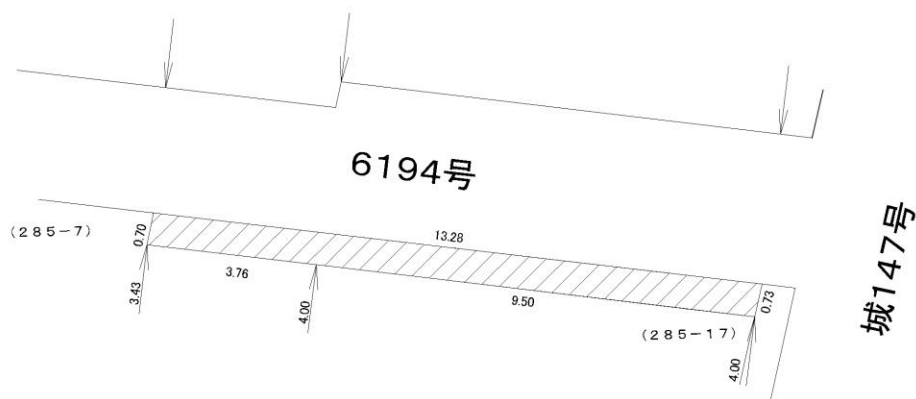
面積 9.45平方メートル



区域変更箇所



東砂五丁目



東砂五丁目

※数字はメートル
※()内は地番

◎江東区告示第 98 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 23 条の 2 の 3 第 1 項の指定に基づき、下記のとおり指定納付受託者を指定したので、江東区会計事務規則（昭和 39 年規則第 13 号）第 42 条の 3 第 2 項の規定に基づき告示する。

令和 7 年 3 月 3 日

江東区長 大久保 朋 果
記

- 1 指定納付受託者の名称、住所又は事務所の所在地及び代表者の氏名
名称：株式会社 e-Mobility Power
所在地：東京都港区港南二丁目 13 番 34 号
NSS-II ビル 7 階
代表取締役社長：幸加木 英晃
- 2 指定年月日
令和 7 年 3 月 6 日
- 3 指定納付受託者に納付させる歳入
雑入（急速充電器充電収入）

◎江東区告示第 102 号

都市計画事業の図書の縦覧について

令和 7 年 3 月 3 日付け関東地方整備局告示第 51 号に係る東京都市計画道路事業の事業計画の変更について、国土交通省関東地方整備局長から都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 63 条第 2 項において準用する同法第 62 条第 1 項の規定による図書の写しの送付があったので、同条第 2 項の規定により縦覧し、都市計画法施行規則（昭和 44 年建設省令第 49 号）第 49 条の規定により、縦覧場所を次のように公告する。

令和 7 年 3 月 5 日

江東区長 大久保 朋 果
記

縦覧場所	江東区東陽四丁目 11 番 28 号 江東区役所都市整備部都市計画課
------	---------------------------------------

告 示 （ 教 ）

◎江東区教育委員会告示第 3 号

下記により、令和 7 年第 1 回江東区教育委員会臨時会を招集する。

令和 7 年 2 月 14 日

江東区教育委員会
教育長 本 多 健一朗
記

- 1 日時 令和 7 年 2 月 18 日（火）
午前 10 時
- 2 場所 江東区役所
- 3 議題
日程第 1 議案第 8 号 江東区立幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例に関する意見聴取
日程第 2 議案第 9 号 江東区立深川第六中学校校舎その他改修工事請負契約に関する意見聴取
- 4 報告事項
(1) 令和 7 年度奨学生 予約生の決定について
ほか

告 示 （ 選 ）

◎江東区選挙管理委員会告示第 3 号

江東区選挙管理委員会委員長に別紙の者が就任した。

令和 7 年 2 月 20 日

江東区選挙管理委員会

(別紙)

東京都江東区南砂二丁目 3 番 1 - 509 号

高 村 直 樹

◎江東区選挙管理委員会告示第 4 号

公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 28 条第 4 号の規定により、江東区の選挙人名簿から、別紙のとおり 1 名を抹消した。

令和 7 年 3 月 3 日

江東区選挙管理委員会

[別紙省略]

◎江東区選挙管理委員会告示第 5 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 74 条第 1 項及び第 75 条第 1 項並びに市町村の合併の特例に関する法律（平成 16 年法律第 59 号）第 4 条第 1 項及び第 5 条第 1 項の規定による選挙権を有する者の総数の 50 分の 1 の数並びに地方自治法第 76 条第 1 項、第 80 条第 1 項、第 81 条第 1 項及び第 86 条第 1 項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 8 条第 1 項の規定による選挙権を有する者の総数の 40 万を超える数の 6 分の 1 の数と 40 万の 3 分の 1 の数とを合算した数並びに市町村の合併の特例に関する法律第 4 条第 11 項及び第 5 条第 15 項の規定による選挙権を有する者の総数の 6 分の 1 の数は、次のとおりである。

令和 7 年 3 月 3 日

江東区選挙管理委員会

- 1 選挙権を有する者の総数の 50 分の 1 の数
8, 636
- 2 選挙権を有する者の総数の 40 万を超える数の 6 分の 1 の数と 40 万の 3 分の 1 の数とを合算した数
138, 627
- 3 選挙権を有する者の総数の 6 分の 1 の数
71, 959

◎江東区選挙管理委員会告示第 6 号

江東区選挙執行規程（平成 19 年 1 月江東区選

挙管理委員会告示第 3 号）の一部を次のように改正する。

令和 7 年 3 月 3 日

江東区選挙管理委員会

別記第 7 号様式及び別記第 12 号様式中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

附 則

この規程は、令和 7 年 6 月 1 日から施行する。

告 示 (監)

区 議 会

◎江東区監査委員告示第 1 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 25 条の 32 第 8 項の規定に基づき、包括外部監査人から包括外部監査人補助者の解任通知があった。については、同法第 25 条の 32 第 9 項の規定に基づき、下記のとおり公表する。

令和 7 年 2 月 7 日

江東区監査委員	松 土 英 男
同	佐 竹 としこ
同	やしきだ 綾香
同	河 野 清 史

記

1 包括外部監査人補助者を解任された者

金子 良太	東京都江東区亀戸三丁目 46 番 15 - 1001 号
生越 慎平	東京都江東区有明一丁目 4 番 20 - 817 号
郷田 尚美	東京都江東区豊洲五丁目 1 番 13 - 3602 号
嶋守 浩之	東京都江東区有明一丁目 3 番 1 - 1011 号
寺澤 智行	東京都江東区豊洲五丁目 6 番 29 - 633 号
幡田 宏樹	東京都江東区東雲一丁目 9 番 50 - 2909 号

2 解任された日

令和 7 年 1 月 31 日

◎江東区監査委員告示第 2 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 25 条の 38 第 3 項の規定に基づき、別添「令和 6 年度包括外部監査報告書」のとおり公表する。

令和 7 年 2 月 7 日

江東区監査委員	松 土 英 男
同	佐 竹 としこ
同	やしきだ 綾香
同	河 野 清 史

[別紙省略]

◎区議会議決事項（令和 7 年第 1 回定例会）

2 月 19 日から開会した令和 7 年第 1 回江東区議会定例会において、別記の事項を議決した。

1 議案（議員提出）

議案第 1 号 江東区議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例

（2 月 19 日原案可決）

2 その他の議決事項等

令和 6 年度予算審査特別委員会の設置及び委員の選任

令和 7 年度予算審査特別委員会の設置及び委員の選任

（以上 2 月 19 日設置及び選任）